

お く や み
ハ ン ド ブ ッ ク
〜 遺 族 の 方 へ 〜



福生市
Fussa City

ご遺族の方へ

このたびのご親族様のご逝去に際し、謹んでお悔み申し上げます。

福生市では、ご遺族の方が行う各種手続をまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

この冊子が少しでもご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

福生市

もくじ

1. 身近な人が亡くなられた後の手続の流れ	P.2
2. 本人確認書類について	P.2
3. チェックリスト	P.3
4. 市役所での手続	P.5
「住民登録」に関する手続	P.5
「税金」に関する手続	P.7
「健康保険と年金」に関する手続	P.10
「障害福祉」に関する手続	P.16
「介護保険」に関する手続	P.17
「子ども」に関する手続	P.18
「その他」の手続	P.23
5. 市役所以外での手続（参考）	P.25
6. 相続に関する手続（参考）	P.26

1. 身近な人が亡くなられた後の手続等の流れ（目安）

	3か月以内	4か月以内	10か月以内
届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届（7日以内） ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金等の手続 ○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 		<ul style="list-style-type: none"> ○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議
税金	○相続人代表者の指定等	○所得税の準確定申告	○相続税の申告

2. 本人確認書類について

・本人確認書類については、次のとおりです。

◆1点で確認できるもの

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・運転免許証
- ・旅券
- ・顔写真付住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・身体障害者手帳（療育手帳含む）
- ・公的機関が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等（写真付きのもの）

◆2点以上の確認が必要なもの

- ・公的機関が発行した資格証明書
- ・健康保険被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・年金証書
- ・年金手帳
- ・基礎年金番号通知書
- ・住民基本台帳カード（顔写真なし）
- ・学生証及び社員証
- ・生活保護受給者証
- ・預金通帳
- ・診察券
- ・キャッシュカード、クレジットカード等

3. チェックリスト

亡くなられた方等についてのご確認		チェック欄	該当ページ
住民登録	死亡届	<input type="checkbox"/>	P.5
	印鑑登録証、マイナンバーカード、通知カード 住民基本台帳カードを持っている	<input type="checkbox"/>	P.5
	戸籍証明書・住民票除票の取得	<input type="checkbox"/>	P.6
税金	相続人代表者の指定	<input type="checkbox"/>	P.7
	土地・家屋の名義変更（登記）	<input type="checkbox"/>	P.7
	未登記家屋の名義変更	<input type="checkbox"/>	P.7
	納税に関する相談	<input type="checkbox"/>	P.8
	市税等口座振替登録の変更・取消	<input type="checkbox"/>	P.8
	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃止または名義変更	<input type="checkbox"/>	P.8
	軽二輪・二輪の小型自動車・軽自動車の廃止または名義変更	<input type="checkbox"/>	P.9
健康保険 と 年金	後期高齢者医療保険の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.10
	国民健康保険の加入者である	<input type="checkbox"/>	P.10
	国民年金または厚生年金の被保険者・受給者である	<input type="checkbox"/>	P.11 ~ P.15
障害福祉	障害者手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	P.16
	障害に係る手当を受給している	<input type="checkbox"/>	P.16
	障害に係る医療費助成を受けている	<input type="checkbox"/>	P.16
介護保険	介護保険の被保険者である	<input type="checkbox"/>	P.17
子ども	学童クラブを利用・申し込みしている	<input type="checkbox"/>	P.18
	保育園・幼稚園に在園している、またはその保護者である	<input type="checkbox"/>	P.19
	施設等利用給付認定を受けている	<input type="checkbox"/>	P.19
	保育園入園申込みをしている	<input type="checkbox"/>	P.20
	児童手当の受給者である	<input type="checkbox"/>	P.20
	父または母がひとり親になる	<input type="checkbox"/>	P.21
	ひとり親手当等の受給者である	<input type="checkbox"/>	P.21
	福生市内の小中学校に在学している	<input type="checkbox"/>	P.22

4. 市役所での手続

住民登録

(1) 死亡届

手続・必要なもの	届出人
届出に基づき、火葬許可証を交付します。 ※閉庁時は市役所当直室で受け付けます。	親族、同居者、家屋管理人、成年後見人、 保佐人、補助人
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 死亡届 (医師が作成した死亡診断書、または死体検案書) 1通 ※成年後見人・保佐人・補助人が届出人になる場合は登記事項証明書(原本)	問合せ先 総合窓口課総合窓口係 042-551-1595
届出できるのは、死亡地・亡くなられた方の本籍地・届出人の所在地です。	期限 亡くなられた日から7日以内

(2) 印鑑登録証の返還

手続・必要なもの	届出人
印鑑登録をされていた方が亡くなられたときは、無効になります。市役所に返還あるいは、使用できないようにハサミを入れる等して破棄してください。	親族等
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	問合せ先 総合窓口課総合窓口係 042-551-1595
	期限 期限なし

(3) マイナンバーカード等の返納

手続・必要なもの	届出人
亡くなられた方がお持ちだった次のカードは、無効になります。ご都合の良い時に市役所に返納してください。	親族等
▼必要なもの <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	問合せ先 総合窓口課総合窓口係 042-551-1595
※亡くなられた方のマイナンバー入り住民票を取得することはできません。手続でマイナンバーが必要となる場合がありますので、マイナンバーカード及び通知カードは手続が全て終わってから返納してください。	期限 期限なし

(1) 相続人代表者の指定

手続・必要なもの	届出人
<p>納税義務者が亡くなられたときは、相続人代表者指定届を提出してください。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 (市役所又は市のホームページに様式あり)</p>	<p>納税義務者の相続人等</p>
	問合せ先
	<p>市民税・軽自動車税 課税課市民税係 042-551-1610</p> <p>固定資産税・都市計画税 課税課資産税係 042-551-1614</p>
	期限
	速やかに

(2) 土地・家屋の名義変更(登記)

手続・必要なもの	届出人
<p>土地・家屋の所有者が亡くなられたときは、所有者の名義変更(登記)が必要となります。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>東京法務局西多摩支局へお問い合わせください。</p>	<p>相続人、代理人等</p>
	問合せ先
	<p>東京法務局西多摩支局 042-551-0360</p>
	期限
	<p>不動産の相続を知ってから3年以内 ※令和6年4月1日以前に相続した不動産は、令和9年3月31日まで</p>

(3) 未登記家屋の名義変更

手続・必要なもの	届出人
<p>未登記家屋の所有者が亡くなられたときは、家屋補充課税台帳登録事項変更申請書を提出してください。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋補充課税台帳登録事項変更申請書(必須)</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書(コピー)または、家屋所有者変更承諾書</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人全員の印鑑登録証明書(原本)</p>	<p>相続人、代理人等</p>
	問合せ先
	<p>課税課資産税係 042-551-1614</p>
	期限
	速やかに

(4) 納税に関する相談

手続・必要なもの	届出人
納期限が過ぎていないものを含めた市税等に未納がある方が亡くなられた場合(お電話での相談も可能です。)	納税義務者の相続人、納税管理人等
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 手続される方の本人確認書類	問合せ先
※別途、相続人であることを確認できる書類を求める場合があります。	収納課収納係 042-551-1578
	期限
	速やかに

(5) 市税等口座振替登録の変更・取消

手続・必要なもの	届出人
市税等振替口座の名義人が亡くなられた場合、口座が使用不可となるため、登録内容の変更もしくは取消が必要となります(郵送対応可能です)。	納税義務者の相続人、納税管理人等
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 手続される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> (口座変更を行う場合)変更を希望する銀行口座の通帳 またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 銀行届出印	問合せ先
※変更・取消の用紙は、お電話いただければ郵送も可能です。	収納課収納係 042-551-1578
	期限
	速やかに

(6) 原動機付自転車・小型特殊自動車の廃止または名義変更

手続・必要なもの	届出人
次の車両の所有者が亡くなられたとき ・原動機付自転車 (総排気量 125cc 以下のオートバイ・ミニカー) ・小型特殊自動車 (農耕用車両・フォークリフト等)	相続人
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 標識(ナンバープレート) <input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書 (市役所または市のホームページに様式あり) <input type="checkbox"/> 手続される方の本人確認書類	問合せ先
	課税課市民税係 042-551-1610
	期限
	15日以内

(1) 葬祭費の請求①

手続・必要なもの	届出人
<p>後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った方に5万円を支給します。</p> <p>▼必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 葬儀を行った方の本人確認書類 2) 会葬礼状または葬儀の領収書 3) 葬儀を行った方の口座番号がわかるもの(預金通帳・キャッシュカード等) 4) 後期高齢者医療被保険者証(亡くなった方のもの) 	<p>葬儀を行った方 (葬儀を行った方以外の口座への振込を希望する場合は、委任状が必要です。)</p>
	問合せ先
	<p>保険年金課 後期高齢医療係 042-551-1767</p>
	期限
	<p>葬儀を行った日の翌日から2年以内</p>

(2) 葬祭費の請求②

手続・必要なもの	届出人
<p>国民健康保険の被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った方に5万円を支給します。</p> <p>▼必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 葬儀を行った方の本人確認書類 2) 会葬礼状または葬儀の領収書 3) 葬儀を行った方の口座番号がわかるもの(預金通帳・キャッシュカード等) 4) 国民健康保険被保険者証(亡くなった方のもの) 	<p>葬儀を行った方 (葬儀を行った方以外の口座への振込を希望する場合は、委任状が必要です。)</p>
	問合せ先
	<p>保険年金課 保険年金係 042-551-1640</p>
	期限
	<p>葬儀を行った日の翌日から2年以内</p>

(3)年金受給権者死亡届

手続・必要なもの	届出人
<p>年金を受けている方が亡くなられたときに届出をします。 ※日本年金機構に個人番号(マイナンバー)が収録されている方は、原則として省略できます。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>1) 亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書 2) 亡くなられた方の年金証書 3) 死亡の事実を確認できる書類 (住民票除票・戸籍抄本・死亡診断書(写し可)等のうち、いずれかの書類) 4) 届出者の本人確認書類</p>	<p>遺族等</p>
	問合せ先
	<p>青梅年金事務所 0428-30-3410</p> <p>受給していた年金が障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の場合 保険年金課保険年金係 042-551-1670</p>
	期限
	<p>・国民年金は亡くなられた日から14日以内 ・厚生年金は亡くなられた日から10日以内</p>

(4)未支給年金の請求

手続・必要なもの	請求者
<p>年金を受けている方が亡くなられたとき、支払われるはずの年金が残っていたときは、遺族が未支給年金の請求ができます。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>年金確認表(P.15-A)をご確認ください。</p>	<p>年金を受けている方が亡くなられた当時、その方と生計を同一にしていた</p> <p>①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族</p>
	問合せ先
	<p>青梅年金事務所 0428-30-3410</p> <p>受給していた年金が障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の場合 保険年金課保険年金係 042-551-1670</p>
	期限
	<p>受給権者の年金の支払いの翌月1日から5年以内</p>

(5) 死亡一時金の請求

<p>手続・必要なもの</p>	<p>請求者</p>
<p>国民年金の第1号被保険者として保険料を納付した月数、保険料4分の1免除期間の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の4分の1に相当する月数を合わせた期間が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取ることなく亡くなられたときに請求できます。</p> <p>※死亡一時金と寡婦年金の両方に該当する場合はどちらか一方を選択します。</p>	<p>亡くなられた方と生計を同一にしていた</p> <p>①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹</p>
<p>▼必要なもの 年金確認表(P.15-B)をご確認ください。</p>	<p>問合せ先 保険年金課保険年金係 042-551-1670</p> <p>期限 亡くなられた日の翌日から2年以内</p>

(6) 寡婦年金の請求

<p>手続・必要なもの</p>	<p>請求者</p>
<p>国民年金の第1号被保険者の夫が亡くなられたとき次の要件をすべて満たしている妻が60歳から65歳になるまでの間受け取れます。</p> <p><亡くなられた夫の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた夫に、第1号被保険者としての保険料納付期間と保険料免除期間だけで10年以上あること ・亡くなられた夫が老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給を受けていないこと 	<p>夫が亡くなられた当時、亡くなられた夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた65歳未満の妻(妻自身の老齢基礎年金受給前であること)</p>
<p>※死亡一時金と寡婦年金の両方に該当する場合はどちらか一方を選択します。</p> <p>▼必要なもの 年金確認表(P.15-C)をご確認ください。</p>	<p>問合せ先 保険年金課保険年金係 042-551-1670</p> <p>期限 亡くなられた日の翌日から5年以内</p>

(7)遺族基礎年金の請求

<p>手続・必要なもの</p>	<p>請求者</p>
<p>次のいずれかに該当する方が亡くなられたときに子のある配偶者、子に遺族基礎年金が支給されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国民年金の被保険者である間に亡くなられたとき (保険料納付要件あり) 2) 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満の方(保険料納付要件あり)が亡くなられたとき 3) 老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算した期間が25年以上ある方)であった方が亡くなられたとき 4) 保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算した期間が25年以上ある方が亡くなられたとき 	<p>亡くなられた方に生計を維持されていた子のある配偶者または子</p> <p>※子の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 18歳到達年度の年度末を経過していないこと ② 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態に該当すること <p>(①②共通)婚姻していないこと</p>
<p>▼必要なもの 年金確認表(P.15-D)をご確認ください。</p>	<p>問合せ先</p> <p>保険年金課保険年金係 042-551-1670</p> <p>亡くなられた日が国民年金第3号被保険者期間中の場合 青梅年金事務所 0428-30-3410</p> <p>期限</p> <p>亡くなられた日の翌日から5年以内</p>

▶ 年金確認表 必要書類一覧

A: 未支給年金 B: 死亡一時金 C: 寡婦年金 D: 遺族基礎年金 E: 遺族厚生年金

●=持参するもの

A	B	C	D	E	必要書類	
●	●	●	●	●	① 年金手帳または基礎年金番号通知書(亡くなられた方のもの)	
●	●	●	●	●	② 年金証書(亡くなられた方のもの) ※亡くなられた方が年金を受給していた場合	
●	●	●	●	●	③ 請求者名義の預金通帳	
●	●	●	●	●	④ 請求者の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)	
			●		⑤ 請求者及び加算額対象者全員のマイナンバーカード または通知カード	
●	●	●	●	●	⑥ 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード	
●	●	●	●	●	⑦ 亡くなられた方の住民票除票(死亡日及び続柄等が記載されているもの)	★
●	●	●	●	●	⑧ 請求者の世帯全員が記載されている住民票 (続柄等が記載されているもの)	★
			●		⑨ 亡くなられた方と請求者及び加算額の対象者全員との身分関係を明らかにできる戸籍謄本	
●	●	●		●	⑩ 亡くなられた方と請求者との身分関係を明らかにできる戸籍謄本等	
●	●	●	●	●	⑪ 生計同一関係に関する申立書 (亡くなられた方と請求者が同居所、同一世帯の場合は不要)	
		●	●	●	⑫ 死亡診断書(写し可)または市区町村が発行する死亡届の記載事項証明書	
		●	●	●	⑬ 請求者の所得証明書((非)課税証明書等)	★
			●		⑭ 学生証または在学証明書(高校生の場合)	★
		●	●	●	⑮ 死亡の原因が第三者行為による場合(別途書類必要)	
●	●	●	●	●	⑯ 委任状 (請求者本人が年金事務所等へ手続に行けない場合)	

★マイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバーが記載されている住民票をご持参いただければ、⑦、⑧、⑬、⑭は省略できる場合があります。なお、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致していれば、マイナンバーを証明する書類として通知カードを使用できます。

※厚生年金加入者・受給者の方は年金事務所へお問い合わせください。
ご遺族の状況等により、必要書類以外にも提出が必要となる場合があります。

(1)手帳の返還

手続・必要なもの	届出人
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられたときに必要となります。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 各種障害者手帳 <input type="checkbox"/> 手続に来る方の身分証明書	親族、後見人等
	問合せ先
	障害福祉課 042-551-1742
	期限
	速やかに

(2)手当の消滅

手続・必要なもの	届出人
心身障害者福祉手当、特殊疾病患者福祉手当等、各種手当を受給している方が亡くなられたときに必要となります。 ▼必要なもの 手当の種類や亡くなられた方によって異なりますので、お問い合わせください。	親族、後見人等
	問合せ先
	障害福祉課 042-551-1742
	期限
	速やかに

(3)医療券・受給者証の返還

手続・必要なもの	届出人
心身障害者(児)医療費助成、自立支援医療(精神通院医療、更生医療)、難病医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成、肝がん・重度肝硬変医療費助成を受けている方が亡くなられたときに必要となります。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 各種医療券 <input type="checkbox"/> 各種受給者証	親族、後見人等
	問合せ先
	障害福祉課 042-551-1742
	期限
	速やかに

(1)学童クラブ申請事項変更届

手続・必要なもの	届出人
保護者等が亡くなり、家族状況が変更となったとき、必要な手続です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 学童クラブ申請事項変更届 ※ホームページにも掲載しています。	保護者等
	問合せ先
	子ども政策課子ども政策係 042-551-1733
	期限
	速やかに

(2)学童クラブ退所届

手続・必要なもの	届出人
学童クラブ在籍児童が亡くなられたとき、必要となる手続です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 学童クラブ退所届 ※ホームページにも掲載しています。	保護者等
	問合せ先
	子ども政策課子ども政策係 042-551-1733
	期限
	速やかに

(3)入所申請取り下げ届

手続・必要なもの	届出人
学童クラブ入所申し込み中の児童が亡くなられたとき、必要となる手続です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 入所申請取り下げ届	保護者等
	問合せ先
	子ども政策課子ども政策係 042-551-1733
	期限
	速やかに

(4)教育・保育給付認定変更申請兼教育・保育給付認定届出事項変更届

手続・必要なもの	届出人
保育園・幼稚園に在園している児童の保護者等が亡くなられたときに必要な手続です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定変更申請兼教育・保育給付認定届出事項変更届	保護者等
	問合せ先
	子ども育成課保育・幼稚園係 042-551-1780
	期限
	速やかに

(5)退所届(保育園)

手続・必要なもの	届出人
保育園に在園している児童が亡くなられたときに必要な手続です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 退所届	保護者等
	問合せ先
	子ども育成課保育・幼稚園係 042-551-1780
	期限
	速やかに

(6)施設等利用給付認定取消届

手続・必要なもの	届出人
施設等利用給付認定を受けた児童が亡くなられたときに必要な手続です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定取消届	保護者等
	問合せ先
	子ども育成課保育・幼稚園係 042-551-1780
	期限
	速やかに

(7)入所申込取下届(保育園)

手続・必要なもの	届出人
保育園入園申込みをしている児童が亡くなられたときに必要な手続です。 ▼必要なもの <input type="checkbox"/> 入所申込取下届	保護者等
	問合せ先
	子ども育成課保育・幼稚園係 042-551-1780
	期限
	速やかに

(8)児童手当の認定請求または未支払手当請求

手続・必要なもの	届出人
受給者が亡くなられたときに必要となる手続です。 ▼必要なもの 1) 新たに受給者になる方の口座確認書類 2) 支給対象児童名義の口座確認書類 3) 新たに受給者になる方の健康保険証の写し	新たに受給者になる方
	問合せ先
	子ども育成課手当助成係 042-551-1737
	期限
	亡くなられた日から 15 日以内

(9)児童手当の額改定または消滅届

手続	届出人
対象児童が亡くなられたとき必要となる手続です。	受給者
	問合せ先
	子ども育成課手当助成係 042-551-1737
	期限
	速やかに

(10)ひとり親手当等の認定請求

手続・必要なもの	届出人
18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(児童に基準以上の障害がある場合は20歳未満まで)の児童を監護している父または母等が亡くなったとき	新たに対象児童を監護(養育)する方
▼必要なもの 1) 新たに対象児童を監護する方名義の口座確認書類 2) 支給対象児童と新たに対象児童を監護する方の健康保険証の写し 3) 戸籍謄本あるいは除籍謄本(死亡の記載があるもの)	問合せ先 子ども育成課手当助成係 042-551-1737
	期限 亡くなった日から14日以内

(11)ひとり親手当等の受給者の資格喪失届及び未支払手当請求

手続・必要なもの	届出人
受給者が亡くなったときに必要となる手続です。	死亡届出義務者
▼必要なもの ※詳しくはお問い合わせください。	問合せ先 子ども育成課手当助成係 042-551-1737
	期限 亡くなった日から14日以内

(12)ひとり親手当等の額改定届(減額)または資格喪失届

手続・必要なもの	届出人
対象児童が亡くなったときに必要となる手続です。	受給者
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	問合せ先 子ども育成課手当助成係 042-551-1737
	期限 亡くなった日から14日以内

その他

(1) 大気汚染医療費助成

手続・必要なもの	届出人
亡くなられた方が東京都大気汚染医療費助成を受けている場合、医療券を返還してください。	親族等
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 医療券	問合せ先 健康課健康管理係(保健センター) 042-552-0061
	期限 速やかに

(2) 飼い犬の登録事項の変更

手続・必要なもの	届出人
亡くなられた方が犬の飼い主だった場合、所有者の変更届を提出してください。	新しい飼い主となる方
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 犬鑑札	問合せ先 健康課健康管理係(保健センター) 042-552-0061
	期限 速やかに

(3) 下水道使用料減免を受けている方の手続

手続	届出人
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳による下水道料金の減免を受けている方が亡くなられたときは、減免の継続、解除の手続が必要です。	親族、同居者
道路下水道課下水道係までお知らせください。	問合せ先 道路下水道課下水道係 042-551-1968
	期限 届出人が死亡の事実を知った日から速やかに

その他

(4) 井戸を御使用の方の手続

手続・必要なもの	届出人
家庭用の井戸を使用している世帯の方が亡くなったときは、下水道料金が変わる場合があります。	親族、同居者
▼必要なもの <input type="checkbox"/> 世帯の人数が分かる書類	問合せ先 道路下水道課下水道係 042-551-1968
	期限 届出人が死亡の事実を知った日から速やかに

(5) 図書返却

手続	届出人
亡くなった方が図書館の利用者カードをお持ちだった場合、また図書館の図書等をご利用だった場合は、図書館にご返却ください。	親族等
	問合せ先 中央図書館 042-553-3111 わかぎり図書館 042-552-7421 わかたけ図書館 042-551-0083 武蔵野台図書館 042-553-8881
	期限 速やかに

(6) 市民相談

手続・必要なもの	対象
相続等に関する手続や様々な問題について、専門家にご相談をお受けします。 広報広聴係で予約が必要です。	市内在住の方
<ul style="list-style-type: none">・ 登記相談(月 1 回)・ 相続遺言等暮らしの手続相談(月 1 回)・ 税務相談(月 1 回)・ 法律相談(月 4 回)	問合せ先 秘書広報課広報広聴係 042-551-1529
▼必要なもの 特になし 相談の際に関係書類をお持ちいただくことをお勧めします。	

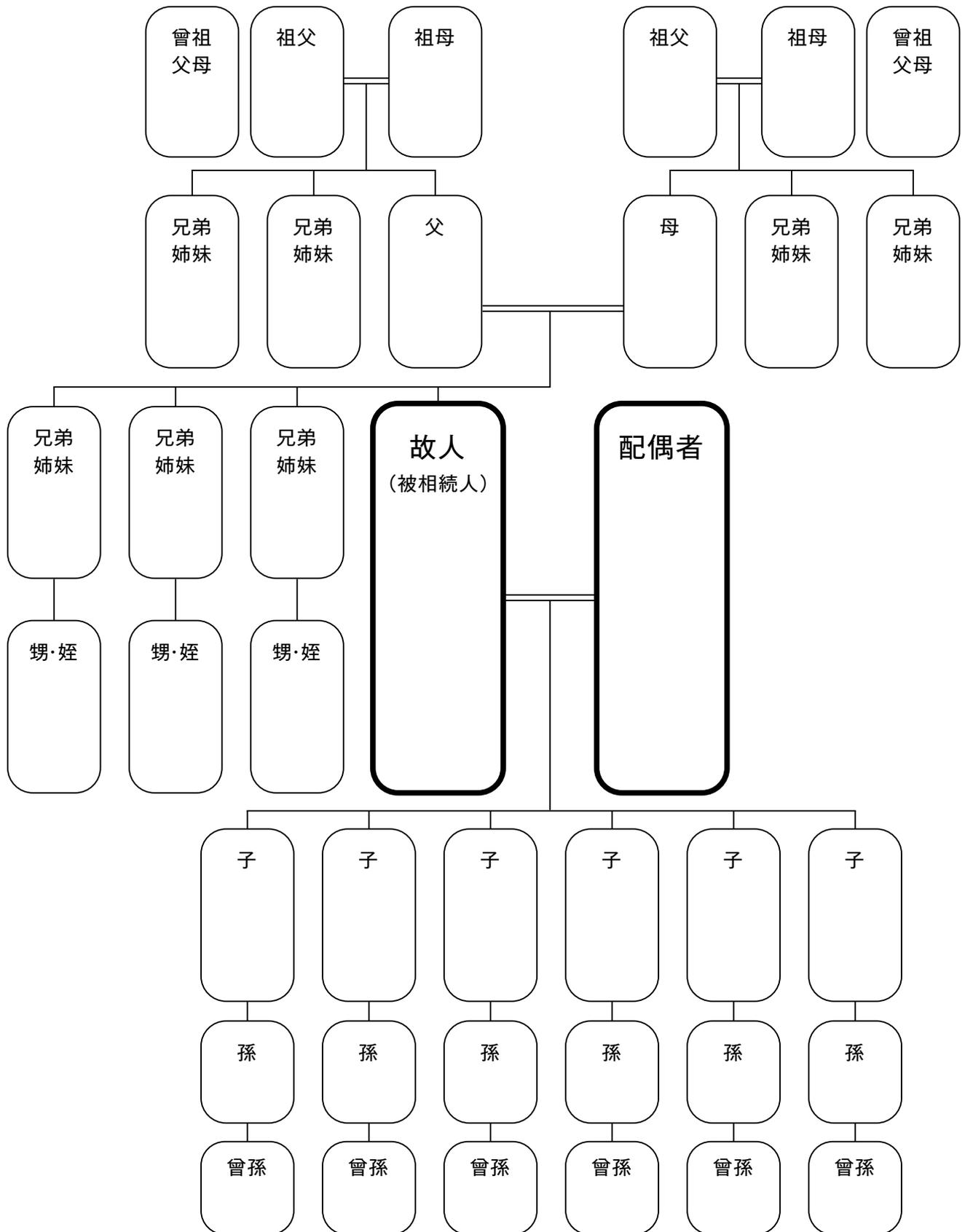
5. 市役所以外での手続（参考）

項目	手続先	問合せ先
<input type="checkbox"/> 運転免許証の返還	最寄の警察署 運転免許試験場	福生警察署 042-551-0110 府中運転免許試験場 042-362-3591
<input type="checkbox"/> 社会保険・共済保険・船員保険・国民健康保険組合	勤務先等	勤務先等
<input type="checkbox"/> 東京都シルバーパスの返還	バス・都営地下鉄の営業所、案内所、定期券発売所等のバスの常設発行窓口	社団法人東京バス協会 シルバーパス専用電話 03-5308-6950
<input type="checkbox"/> 銀行での相続関係・名義変更の手続	ゆうちょ銀行の場合 最寄りの郵便局窓口	郵便局案内窓口
	その他銀行の場合 取引銀行	取引銀行の総合案内窓口
<input type="checkbox"/> 保険関係の手続（請求等）	労災保険 勤務先または、管轄の労働基準監督署	勤務先または、管轄の労働基準監督署 青梅：0428-28-0392
	雇用保険 受給している公共職業安定所窓口	受給しているハローワーク窓口 青梅：0428-24-8609
	生命保険 民間会社の保険 取引会社の営業窓口	取引会社のお客さま相談窓口
	かんぽ生命 最寄の郵便局保険担当窓口	最寄の郵便局保険担当窓口
<input type="checkbox"/> クレジットカードの解約等	各クレジットカード発行会社	各クレジットカード発行会社
<input type="checkbox"/> 有価証券の名義変更等	取引証券会社	取引証券会社
<input type="checkbox"/> 電気・ガスの名義変更	管轄の事業所・営業所	管轄の事務所・事業所またはお客さま相談室
<input type="checkbox"/> 水道の名義変更	管轄の事業所・営業所	水道局お客さまセンター 042-548-5110
<input type="checkbox"/> 固定電話の名義変更等	取引会社	取引会社のお客さま相談窓口（NTTは116センター）
<input type="checkbox"/> NHKの名義変更等	NHKフリーダイヤル窓口	NHKのフリーダイヤル窓口 0120-151515
<input type="checkbox"/> 携帯電話の解約等	取引会社の店舗窓口	取引会社のお客さま相談窓口

6. 相続に関する手続（参考）

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地で取得できませんが、転籍等されていれば複数の市区町村で取得する必要があります。また、取得には関係性が確認できる戸籍謄本が必要な場合があります。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で探索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせをしてください。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得してください。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から亡くなられた日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円 ＋600万円×法定相続人の数

家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

▶ 東京法務局 西多摩支局 042-551-0360

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

2024年 福生市 発行

編集／制作 株式会社鎌倉新書